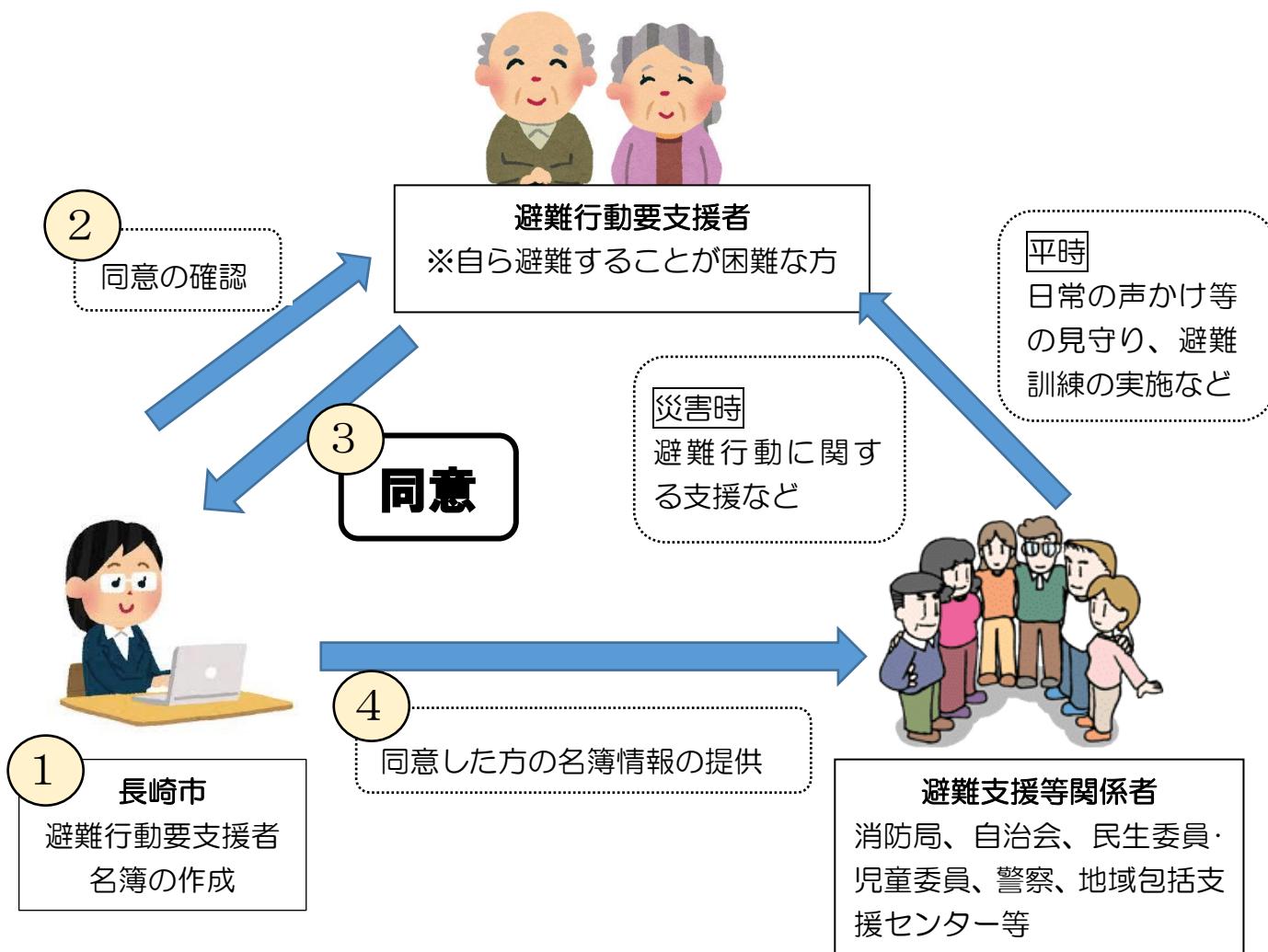


避難行動要支援者名簿について

長崎市では、災害時又は災害が発生する恐れがある場合の避難の支援、安否の確認などの避難支援体制を強化するため、「避難行動要支援者」の名簿作成と提供を行います。これは、災害対策基本法の一部改正（平成26年4月1日施行）により市町村へ義務化されたものです。

自ら避難することが困難な方（避難行動要支援者）への支援イメージ



★避難支援等関係者への情報提供には同意が必要です！

同封の「避難行動等についての質問票」・「同意書」に必要事項を御記入の上、返信用封筒にて回答いただきますようよろしくお願いいたします。

裏面もご覧ください。

1 対象となる方は？

避難行動要支援者とは、災害時に避難所まで自力で避難することができない方をいいます。長崎市では、下記のいずれかに該当する方を避難行動要支援者として定めています。

- ① 要介護 1 以上の方
- ② 身体障害者手帳 1 級または 2 級、療育手帳 A 1 または A 2
精神障害者保健福祉手帳 1 級
- ③ 特定医療費（指定難病）受給者
- ④ 乳幼児・妊娠婦
- ⑤ その他、市長が認めるもの

2 名簿の内容は？

市で管理している住民基本台帳をもとに、対象となる方の下記の情報を載せた名簿を作成します。

- ① 氏名、②生年月日、③性別、④住所、⑤電話番号、⑥緊急連絡先、
⑦ 避難支援等を必要とする事由（要介護度、障害者、難病など）、
⑧ 世帯（同居、独居、高齢者世帯など）、⑨支援者の有無

3 名簿はどうやって活用されるの？

避難行動要支援者の方々が、災害時の避難等、可能な限り地域で支援が受けられるよう、提供に同意をされた方の名簿を、平常時から下記の方々へ提供します。

【避難支援等関係者】

消防局、自治会、民生委員・児童委員、警察、地域包括支援センター等

平常時に情報提供する名簿については、同意された方の名簿のみとなります
が、災害発生時または発生のおそれがある場合は、命を守ることを最優先とし不同意の方の名簿も関係機関へ情報提供することができます。

※ ただし、必ずしも災害時の支援が約束されるものではありません。